

熊本県立大学後援会海外留学・研修等助成金交付要項

(趣旨)

第1条 熊本県立大学後援会（以下「後援会」という。）は、国際交流の推進のため、熊本県立大学の学生（以下「学生」という。）が、勉学の一環として海外の大学及び研修機関等において一定期間以上の留学・研修等を行う場合、学生及び現地で指導する熊本県立大学の常勤教員（以下「教員」という。）に対して、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の対象となる者は、次のとおりとする。

- (1) 後援会会費を納入（分割納入を含む。）済みの学生（学部にも所属する者で、休学中の者を含む。）で、助成対象期間終了後も引き続き在学している者。
- (2) 教員で、学生の参加する海外研修等を企画又は主催し、その概ね全期間にわたって学生に対して現地で指導を行う者。
ただし、海外研修等に参加する学生数（後援会加入者）が2名以上であり、教員への旅費が支給されない場合に限る。

(助成対象留学・研修等)

第3条 助成金の交付の対象となる留学・研修等は次のとおりとする。

- (1) 海外の大学又は研修機関等への留学、又はそれらの機関等で行う研修等（観光が主な内容の研修を除く。）であり、正味の留学又は研修期間が4日以上の場合。
ただし、当該留学等に関して他の公的助成を受けない場合に限る。
- (2) 海外におけるボランティア活動で、正味のボランティア活動期間が4日以上ある場合。（各種の国際協力団体が企画するツアーへの参加を含む。）
- (3) 海外の大学又は研修機関等へのオンライン留学、又はそれらの機関等で行うオンライン研修等。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、第5条に掲げる熊本県立大学後援会海外留学・研修等助成金交付申請書（学生は別記第1号様式、指導教員は別記第2号様式）に記載された金額の内、航空運賃及び現地宿泊料の2分の1以内の額とし、その限度額は、正味の留学・研修等の期間に応じ、次表のとおりとする。ただし、前条第3号のオンライン留学・研修等については、一律1万円とする。

期間 学生：正味の留学又は研修等期間 教員：現地での正味の指導期間	助成限度額	
	学 生	指導教員
4日以上10日未満	1万5千円	3万円
10日以上14日未満	2万円	
14日以上30日未満	3万5千円	
30日以上60日未満	4万円	
60日以上180日未満	5万5千円	
180日以上	7万円	

2 同一学生に対する助成金の支給額累計額の上限は、7万円とする。

(助成金の交付申請)

- 第5条 助成金の交付を希望する者は、熊本県立大学後援会海外留学・研修等助成金交付申請書(学生は別記第1号様式、指導教員は別記第2号様式)、請求書等(費用の詳細が記載されたもの)及び領収書(後援会が適当と認める金額が記載された書類(以下、「領収書等」という。))の原本(やむを得ない場合は原本を提示し写し)を対象期間の開始30日前までに後援会会長あて提出するものとする。
- 2 前項において、やむを得ず領収書等を提出しなかった者は、帰国後、領収書の原本(やむを得ない場合は原本を提示し写し)を提出するものとする。

(助成対象者等の決定)

- 第6条 後援会会長は、前条による申請に基づき、助成の適否を決定し、熊本県立大学後援会海外留学・研修等助成対象決定通知書(別記様式第3号様式)により通知する。

(実績報告及び助成金の交付)

- 第7条 留学・研修等を終了した者は、速やかに留学・研修等の修了を証明する書類の写しを添付して海外留学・研修等実績報告書(別記第4号様式)を提出するものとする。
- 2 指導教員は、海外研修等実績報告書(別記第5号様式)を提出するものとする。
- 3 後援会会長は、前各項の規定による報告に基づき助成金額を確定し、申請者に対して、助成金交付決定通知書(別記第6号様式)により通知すると共に、助成金を現金で交付する。

(雑則)

- 第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要項は、平成10年6月17日から施行する。
- 2 なお、要項5(助成金額の特例)の取り扱いについては、派遣留学の状況に応じて毎年度見直しを行うものとする。
- 3 この要項は、平成13年12月7日から施行する。
- 4 この要項は、平成14年6月28日から施行する。
- 5 この要項は、平成18年4月1日から施行する。
- 6 この要項は、平成24年4月1日から施行する。
- 7 この要項は、平成26年7月1日から施行する。
- 8 この要項は、平成29年4月1日から施行する。
- 9 この要項は、令和2年4月1日から施行する。
- 10 この要項は、令和3年4月1日から施行する。